

國民生活と租税

I 所得税負擔の分析

I 所得税の位置

(1) 問題の限定

租税負擔が重い、重すぎるという漠然とした印象は、いまや一般的なそして覆い難い事實である。しかし、この事實を詳細に分析するにあたって、或いは確實な資料が全く缺如し、或いは若干の資料についてもそれが完全でない場合がある。また、その分析の結果についても、解釋は多様にわかれて一義的な立言をなしうることの容易でないこともあろう。單なる經驗的事實も單なる推論も、それだけではよくこのような問題を解明しうるとは思われない。しかし、經濟理論の任務は、いかなる資料が缺如しており、またいかにして資料が不完全であるかを指摘し、そして分析の歸結について解釋の多様にわたるべき根據を、それぞれの基準にてらしてあきらかにすることではなければならない。

租税負擔の問題は複雑である。それは現在の租税制度が複雑であるのみならず、その負擔を荷う各個人のそれぞれの立場に立てば、一層に主觀的判斷がはいりこんで、その複雑さを加えるからである。現在の税制は、いわゆる複税制度であって、各種の税種目がいろいろな目的の實現のために絡み合っている。また租税を課する立場と課せられる立場とについては、社會的（互視的）觀點と個人的（德視的）觀點の他に、階級的な觀點という互視單位が考えられる。

ここでは、主として所得税を中心として、わが國の租税負擔の變遷と現状とを分析しようとするのであるから、そのためにはまず所得税の全租税體系に占める位置をあきらかにしておく必要がある。位置といっても、單なる理論的意義ではなく、むしろその大いさであり、その役割である。この項では、所得税の役割を、國家財政の立場からみる。國民生活からこれをみなおすことは、次項以下の仕事である。

そのとき、あらかじめ考察すべき問題がある。租税體系は複雑な組織をもっているから、これから所得税だけを抽出して、それだけについて例えば一般的に負擔の公

平を論斷することはできない。財政の規模が擴大され、その國民生活に與える影響が深刻になるにつれて、政府の經費すなわち財政支出の効果の方が一層重要になって、單に租税だけについて財政負擔の公平を論ずることはむしろ適切でないように思われる。いま、アメリカにおける實例によれば、1935—36年度の各階層別の個人所得と支出は、次のようになっている。（單位 100 萬ドル）

階級	所得階層 (ドル)	總所得	可處分 所得	消費	貯蓄
最高者	2,600 以上	21,450	19,810	13,520	6,290
中流者	780— 2,600	31,340	30,360	29,460	900
最貧者	780 以下	5,570	6,020	7,230	(-)1,210

納税者数は、39,458 千人であり、そのうち約 1/10 が最富者で、最貧者は約 1/3 を占めている。そして、總所得は課税前の所得であり、可處分所得は納税後さらに政府用役を享受した後に自由に處分しうる——すなわち消費が貯蓄かをなしうる所得である。この總所得と可處分所得との差額は、主として財政收支の効果を示すものである。これによれば、最貧階級は總所得よりも可處分所得の方が多くなっており、言い換えるなら租税を支拂った分よりもさらに多くを政府（及び企業）から移轉支出などの形態として受取っていることを示している。

これによってもあきらかなように、財政負擔といっても單に租税負擔のみを考えて、政府から受取る用役を考慮にいれないわけにはいかない。ところが、可處分所得の支出において、最貧者はかえって負の貯蓄（貯蓄引出し）になっているのである。

ここで反省を要することは、財政における収入は主として總所得までを、そして經費は主として可處分所得のところまでの効果を考えるに止っていていいかどうかということである。さらに、最貧者が負の貯蓄の状態のままでもいいのか、或いはむしろ最富者の貯蓄をさらに増加せしめるように刺戟した方がいいのかを考慮に入れるとき、いわゆる社會政策的經費や景氣政策的經費といっても、所得決定の近代理論について思いめぐらすことなしには、その經濟一般に及ぼす効果を十分に測定すること

は不可能であろう。そして、かかる財政支出の經濟的作用は、財政の再分配効果を基準とするとき、單に支出だけの問題に止りえずに、いかなる種類の租稅をいかなる所得階層から徵收すべきかに連關せざるをえない。

このように、租稅の問題は財政支出と連關し、したがって租稅のみを切り離して考察することは、ひろく經濟厚生立場においてみれば、皮相な觀察に終るであろう。以下の分析は、租稅のみについて、さらにそのうち主として所得稅について行うものであるが、これらの諸條件を無視するゆえではなく、かえってこれを通じて現行の資料の不整備を指摘しようとする企圖に出るものである。敢てアメリカの實例を引用したのも、わが國にはさきの例のごとく可處分所得の支出までも所得階層別にあきらかにする資料を欠き、かかる状態において果してよく社會政策的或いは景氣政策的支出の効果をみきわめうるか否かを疑うために他ならない。

(2) 所得稅の位置

租稅負擔の問題に對するためには、まずわが國の租稅の大きさ、そしてとくにそれに占める所得稅の役割をあらかじめ通覽しておく必要がある。

ところでわが國の租稅の大きさについて、これをそれ自體としてみるよりは、經濟一般の變動との關係において觀察する方が、目下の追求にとっては適切であると思われる。經濟一般の變動を示す指標としては、國民所得統計があるけれども、これは後にふれることにして、まず租稅の大きさの變化を物價變動と對比させてみよう。このことは、戦後インフレーションを出現したわが國の場合にはむしろ必要でさえある。第1表は專賣益金をも含めた國稅地方稅を通じる租稅總額の各年度の決算額と、これを昭和5—9年平均基準の指數としたもので、物價は同年基準の實效物價指數である。とくに觀察すべきは兩者の變動率の比較であるから、さらにこれを双對數圖に點描すれば、第1圖のようになる。

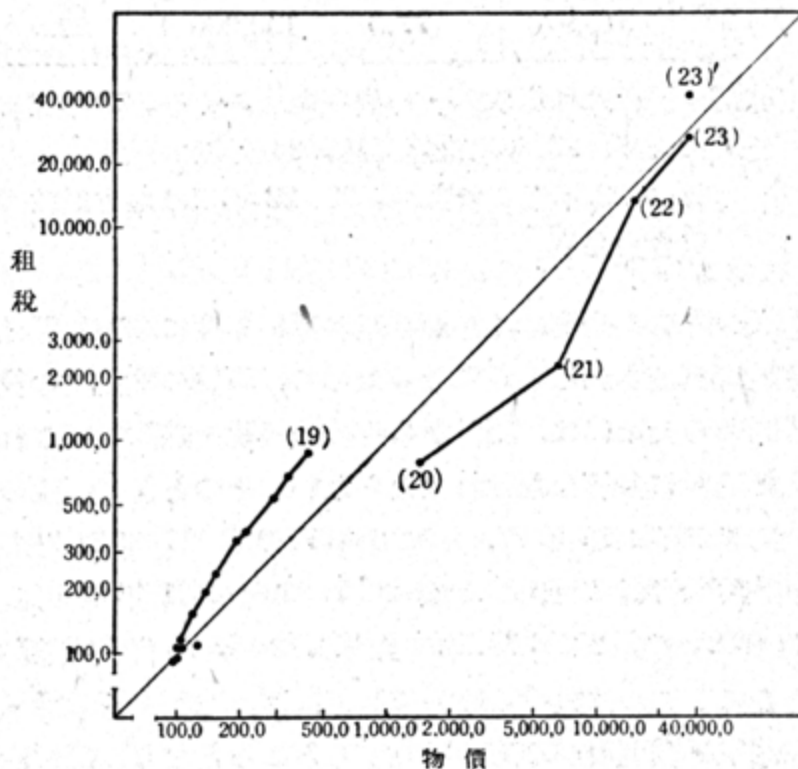
これによってあきらかなごとく、昭和5—8年における不況の低迷の後に、9—10年間の趨勢において租稅の増加率は物價の増加率を超えて一途に上昇をつづけ、その弾力性の高いことを示している。しかるに、終戦後急激にその弾力性は衰え、そのうえインフレーションによって租稅は物價の増加率に及ばず、23年にいたってようやく5—8年の程度に回復しえたもののようにみえる。ここに用いた實效物價指數は或る假定にもとづく推計であってやや正確を缺くが、しかし注目すべきは、昭和21—23年間の傾向が、かつての9—19年間の傾向よりも大であることであって、すなわち21—23年における租稅の増加率、或いは言い換えればその増徴率は甚だ

第1表 租稅と物價

年 度	租 稅 總 額 (100 萬 圓)	指 數 (5—9 年=100)	
		租 稅	物 價
昭和 5	1,705	107	107.5
6	1,520	96	93.9
7	1,461	92	94.8
8	1,559	98	100.9
9	1,703	107	103.0
10	1,837	115	105.0
11	2,033	128	110.3
12	2,442	153	120.8
13	3,040	191	138.4
14	3,690	232	154.9
15	5,003	314	193.0
16	5,830	366	225.1
17	8,463	532	292.9
18	10,953	688	344.5
19	13,724	863	430.2
20	12,446	782	1,440.0
21	41,154	2,587	7,313.0
22	210,129	13,203	18,983.4
23	426,668	26,834	28,661.9

(註) 租稅總額は決算額による。物價は日銀推計小賣實效價格指數(非公式)。

第1圖 租稅と物價



急激であったことを示している。ここに租稅負擔の強度が異常に感じられはじめたのは、むしろ當然というべきであらう。(23年度當初豫算は502,869百萬圓で、決算額は補正により減少し、圖の(23)'は豫算額を示す。)

ところで、ここに租稅總額と稱するものの中には、國稅と地方稅とをふくんでいる。その各々の割合は、第

2表に示すとおりである。これによれば、國税は昭和19年まで漸次上昇しつづけて93.7%に達し、20年以後次第に減少の傾向を示しつつある。この國税には印紙收

第2表 國税と地方税との割合

年 度	國 税		地 方 税	
	金 額 (100萬圓)	構 成 比 (%)	金 額 (100萬圓)	構 成 比 (%)
昭和 5	1,103	64.7	602	35.3
6	991	65.2	529	34.8
7	941	64.4	520	35.6
8	1,002	64.3	557	35.7
9	1,114	65.2	594	34.8
10	1,203	65.5	634	34.5
11	1,361	66.9	672	33.1
12	1,783	73.6	659	26.9
13	2,336	76.8	704	23.2
14	2,927	79.3	763	20.7
15	4,219	84.3	784	15.7
16	4,931	84.6	899	15.4
17	7,529	89.0	934	11.0
18	9,961	90.9	992	9.1
19	12,863	93.7	861	6.3
20	11,555	92.8	891	7.2
21	37,438	91.0	3,716	9.0
22	189,601	90.2	20,528	9.8
23	426,668	82.5	90,563	17.5
24	515,970	77.5	150,000	22.5

〔註〕 國税は印紙收入・專賣益金をふくみ、22年度まで決算、23年度決算見込、24年度は豫算。地方税は22年度まで決算、22、23年度は地方財政委員会の見積。

入及び專賣益金をふくむが、昭和15年度に地方分與税制度が實施されるようになったので、國税の實質的な役割をみるためには、國税からその分與税を控除してこれを地方税に加算しなければならない。そのとき、國税の割合は昭和15年77.4%、16年77.2%、17年81.7%、18年84.7%、19年87.1%、20年83.8%、21年85.0%、22年81.0%、23年73.7%（豫算）、24年73.6%（豫算）となる。この分與税も昭和22年には、地租・營業税・家屋税・鑛區税が地方の徴收するところとなり、配付税も入場税・遊興飲食税が地方に移管されるようになった。さらにシャープ使節團の勸告によって、國が地方に支出する補助金とともに一括して平衡交付金として交付することになったので、地方自治體の發達とともに國税の占める役割はようやく減退の傾向にある。しかし、なお租税總額中約80.0%を占めて、その及ぼす効果において

重要さを失わぬのである。

ところで國税の體系は、所得税を中心とする所得税と消費税とが中核をなし、流通税と財産税とが補完の役割をなすとされている。わが國の所得税は明治20年創設の當初は個人のみ課税されていたが、同32年の所得税法の制定によって法人所得と公債利子に対しても、それぞれ第1種・第2種として課税せられるに及び、個人所得は第3種として課税せられるようになった。その後の改正によって内容が變化したが、第1—3種の制度は昭和14年まで繼續し、同15年新所得税法の施行によって、法人税が獨立し、また所得税は分類と綜合の二本建に分れてこの制度は昭和21年まで繼續した。昭和22年の改正は根本的であって、所得税の二本建が廢止され、あらゆる所得に超過累進率による課税が行われるようになった。したがって、第3表に示すところの所得税と稱するものには、これらの内容の變化をふくむものであつ

第3表 所得税の位置

年 度	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	歳 入 (100萬圓)	國 税 (100萬圓)	所得税 (100萬圓)	(3)/(1) (%)	(3)/(2) (%)	國民所得 (100萬圓)
昭和 5	1,597	1,103	201	12.6	18.1	10,829
6	1,531	991	145	9.5	14.6	9,583
7	2,045	941	136	6.7	14.5	10,732
8	2,332	1,002	160	6.9	16.0	11,798
9	2,247	1,114	196	8.7	17.7	12,263
10	2,259	1,203	253	11.2	21.1	13,528
11	2,372	1,361	321	13.5	27.6	14,604
12	2,914	1,783	590	20.2	32.4	16,954
13	3,595	2,336	941	26.2	39.6	19,273
14	4,970	2,927	1,288	25.9	44.1	24,218
15	6,445	4,219	2,431	37.7	57.7	27,525
16	8,602	4,931	2,939	34.2	59.6	31,733
17	9,192	7,529	4,497	49.0	59.7	36,299
18	14,010	9,961	5,297	37.7	53.1	43,687
19	21,040	12,863	7,959	37.9	61.5	54,807
20	23,487	11,555	6,963	29.6	60.3	—
21	118,899	37,438	30,492	25.1	80.4	181,100
22	214,467	189,601	92,640	43.2	48.8	1,115,800
23	449,514	426,668	219,590	84.8	51.4	2,228,800
24	741,313	515,970	349,871	47.2	67.7	3,077,000

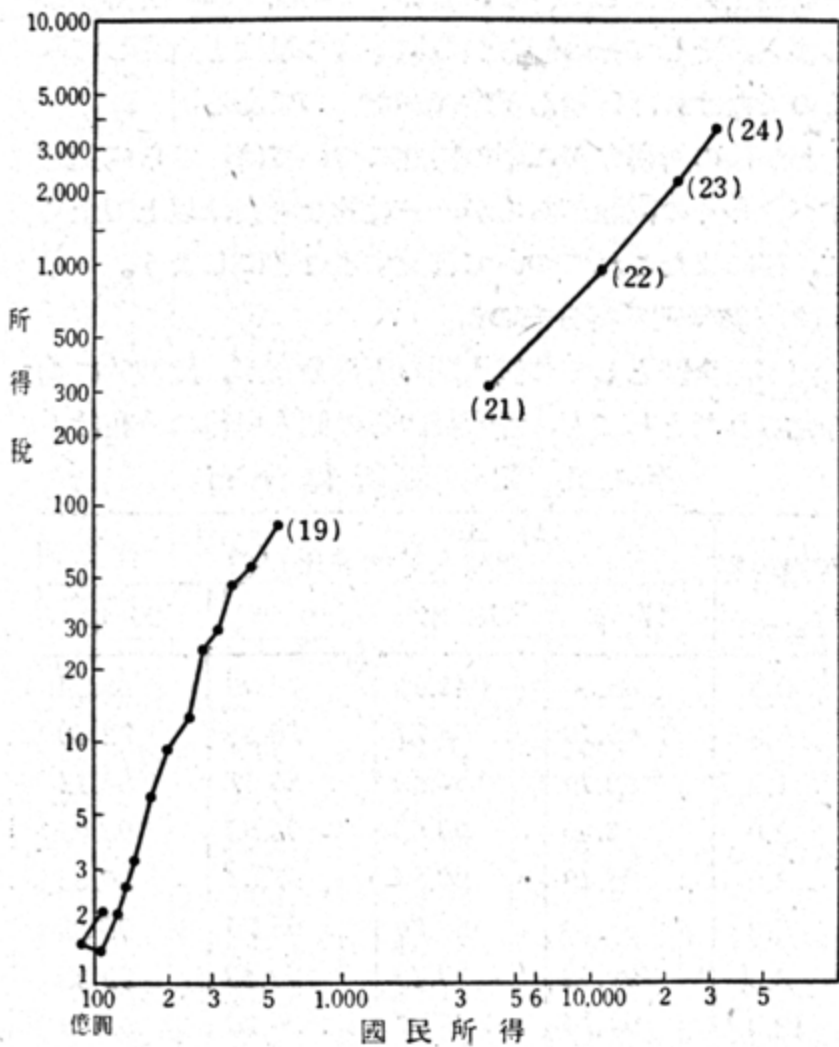
〔註〕 23年度まで決算額、24年度は豫算（補正豫算）、歳入は一般會計のみ。國税收入には專賣益金をふくみ、所得税收入には、所得税、法人税、特別法人税、法人資本税、増加所得税、臨時利得税、戦時利得税をふくむ。國民所得は經本推計分配國民所得、19年まで歴年、21年以降は年度、20年度を缺く。

て、法人稅その他を合算してある。所得稅の中核をなすものをみようとすためである。

いまこの意味での廣義の所得稅が、歳入に占める割合、さらに國稅（專賣益金をふくむ）中に占める割合をみれば、第3表のようになっている。この所得稅と稱するものの内容が多様で臨時的な課稅をふくむから、多少の凸凹はまぬかれぬけれども、歳入に占める割合も國稅に占める割合も漸次に重きをなして、けっして少いとはいえない。赤字公債増發の戰時さえなお歳入中約 40.0% に近く、國稅中 60.0% に近かった。アメリカの場合に、所得稅が稅收の約 75.0% に達していることとは、事情を異にするからただちに比較すべくもない。

しかし、このような割合はそれだけでは多くを語らない。かかる所得稅收入は稅源を所得にもつ限り、國民所得の變動と對比させてはじめてその累年の傾向について判断することができる。それゆえに、これを國民所得（分配國民所得）の變動と對應させれば、第2圖となる。

第2圖 所得稅と國民所得



國民所得に對する所得稅の平均彈力性は、昭和 6—19 年度間において高かったが、戰後急激に低下してようやく 1 に近くなったようである。所得稅が租稅中に重きをなすかどうかは、單にその歳入に占める割合のみでなく、正確にはこの彈力性の値に依存すべきである。

ここで、あらためて反省を要することは多くある。租稅制度が複雑な組織をとっているのは、資本主義社會に

おける稅源の複雑化のために單一稅制度では充分な稅收が期待しえられぬというところに主な理由がある。言い換えれば、それは財政政策上のひとつの原則である收入の充分性をみたすためであるとされている。そういうことがいえるためには、各稅種目についてそれぞれ經濟變動に對する彈力性を測定しておかねばならない。¹⁾ さらに、各稅種目の異なるにつれて經濟に及ぼす異なる効果を考慮しておかねばならない。そういう用意を缺いて、徒らに組織の複雑なのは、かえって或いは効果が相殺され、また經濟一般の厚生に對して有效であることができぬであらう。收入の充分性は、財政の健全化という方針に結びつき、わが國の現状のようにインフレーションを抑制すべき段階においては、むしろ必須の要請でもあるけれども、租稅手段にはおのずから限界がある。といつても、限界ということは、これを測定することなしに單に空には考え及ばぬ事柄であることを認識する必要がある。一般的にいえば租稅收入は、累進制が加味されている限り、國民所得の變動よりも急速に變動するはずである。しかるに、昭和 20—22 年のわが國の租稅收入は、さきにみたように物價變動に對してはるかに及ばず、國民所得の變動に對しても鋭敏でなく、租稅收入の「自動的伸縮性」は喪失されたかのように見える。これには種々の要因がはたらいているにちがいないが、これをもってただちに租稅の自動的回復機能の喪失とみるのは速断であり、また他方 23 年以後の回復について、ただちに自動的伸縮性の回復とみなすことも速断である。そういう限界をきめるためには、これをきめる基準がなければならぬが、財政技術の狭い視野からはなれて經濟厚生 の觀點に立つとき、視野は將來の實質國民所得すなわち廣義の生活水準の向上の程度にむけられるべきであらう。23 年以後の租稅收入の回復も、國民の福祉を、そしてさらに資本蓄積を犠牲にすることなしに實現しえたものかどうか、あらためて問われなければならぬと思われる。

國の財政の立場からは、まず收入の充分性が前提となり、その上で租稅負擔に關する公正を考慮にいれることになっている。以上は、いわばわが國の財政における租稅收入の充分性の統計的検討だったわけである。

1) わたくしはかつて租稅(酒造稅, 麥酒稅, 取引所稅, 所得稅) 收入と煙草收入について、その景氣(國民所得または雇傭量) 變動と稅率の改訂とに對する彈力性を測定したことがある。(「景氣變動と租稅收入」, 大藏省理財局「財政經濟統計月報」第4號, 昭和 21 年 12 月)。わが國の所得稅(第3種)の景氣彈力性は昭和 6—9 年に 1.55 であつて、イギリスの場合に比して、やや低いようである。

II 所得分布と税率

(1) 所得分布の型

租税負擔の程度を國民生活の側から分析しようとするにあたって、少くとも二つの觀點——個人的な觀點と階級的な觀點とがありうる。そこで、あらゆる社會階級を通じての個人の所得分布と各階級内部の個人の所得分布とに區別される。それらの分布について考察し、その各所得階層に課せられる租税負擔について分析を行うことなしに、所得分布とはなれて單に税率表のみを比較してみても、殆んど無意味である。

そこで、まずわが國の所得分布の型についてあらかじめ考察し、ついで階級内部の所得分布の實態をあきらかにしておく必要がある。

所得の個人間の分布 (size distribution) については、手懸りとしては租税統計があるが、そこでの業種分類は課税上の傳統的な見地に立ち、それは現在の産業分類とも一致せず、したがって階級間の分布を知るための資料としては完全でない。所得の階級間の分配 (share distribution) の形態を示すものとしては、國民所得統計があるが、そこでの分類では經濟理論における生産要素の分配と概念規定を異にし、またそこでの地代・利子は個人に支拂われたもののみが計上され、さらに各階級間における所得階層別の分布を欠いている。すなわち、所得の階級的な分類 (或いは産業分類) を調べ、さらにその各階級 (又は産業) 間の個人所得の分布を知るためには、租税統計も國民所得統計も、分類の上だけからみても、満足すべき状態ではないのである。

そこでここでは、租税統計を用いて、まず個人間の分布を、次に可能な限りにおいてそれを業種別に區別してこれをもって階級的な觀點に代えて、調査しようと思う。國民所得統計については、III 「國民所得と租税負擔」の項において言及する。

所得分布の型を一般化して、その特性を關係式として表わす試みは種々ある。例えばパレート法則のごときは古典的意義をもつものであるが、その關係式は所得の最低の階層には充分あてはまらず、また最高の階層についても必ずしも妥當しない。またその係數 α は β 係數 β の鋭敏さに比して甚だ感度が鈍い。それにもかかわらず、わが國の所得税の課税所得について算定した數値は、昭和 15 年 1.62, 16 年 1.68, 17 年 1.70, 18 年 1.72, 19 年 1.76, 20 年 1.78, 21 年 2.02, 22 年 1.92 であつて、その數値の顯著な上昇は、³⁾ 所得が小額層へ集中

しつつあることを示している。イギリスにおいても戦時中このような上昇をみて、1937—38 年度は 1.57 であつたのに、1944—45 年度には 1.75 に増大しているが、³⁾ わが國ほど激しい變化を示したところはあまりないようである。すなわち、一般的に觀察すれば、わが國の所得分布の型は、最低の階層と最高の階層とを別にして、おおむね戦時から戦後にかけて均等化の傾向を示しているようである。かかる所得の比較的に均等化した事實を認めるならば、租税負擔のわずかの程度の上昇も強い感度をもつことになるであろう。

所得税において、その課税所得 (控除前) と税額との比率、すなわち平均税率をみるに、昭和 5—11 年は約 4.0% であつたのが、漸次上昇して昭和 15 年 9.4%, 16 年 8.7%, 17 年 11.5%, 18 年 10.2%, 19 年 12.6%, 20 年 12.8%, 21 年 14.3%, 22 年 21.2%, 23 年 16.6% (決算見込), 24 年 18.3% (豫算) となっている。これをさきのパレート係數と對比すれば、所得分布の均等化とまさに反對に平均税率が上昇して、租税負擔の強度の一般的上昇を示している。およそ平均税率は、所得分布の型と、そしてその何らかの均等度の尺度と對應してみるのでなければ、殆んど意義がないのである。

わが國の所得分布の型の特性については、さらに追求すべき多くの問題があるが、一般的な考察は以上で止めて、後にまたこれについて言及することにしよう。

(2) 業種別所得分布の型

だが、全體としての個人間の所得分布が、比較的に均等化されたとしても、各階級内部の個人所得の分布は、

第 4 表 業種別所得分布

所得階層 (萬圓)	(1) 工 業 累積人員構成比 (%)			
	17 年	18 年	19 年	20 年
0.5	38.80	42.95	45.99	48.54
0.8	65.19	68.71	70.22	71.48
1.2	82.19	84.60	85.57	85.11
2.0	82.25	93.63	93.63	93.05
3.0	96.19	96.84	97.01	96.22
5.0	88.50	98.70	98.75	98.33
8.0	99.52	99.49	99.49	99.28
12.0	99.74	99.77	99.76	99.69
20.0	99.83	99.94	99.93	99.89
30.0	99.98	99.98	99.97	99.96
50.0	99.99	99.99	99.99	99.98
100.0	100.00	99.99	99.99	99.99
以上	100.00	100.00	100.00	100.00

2) 拙稿「所得分布の問題」, 大藏省理財局「財政經濟統計月報」第 6 號, 昭和 22 年 4 月。

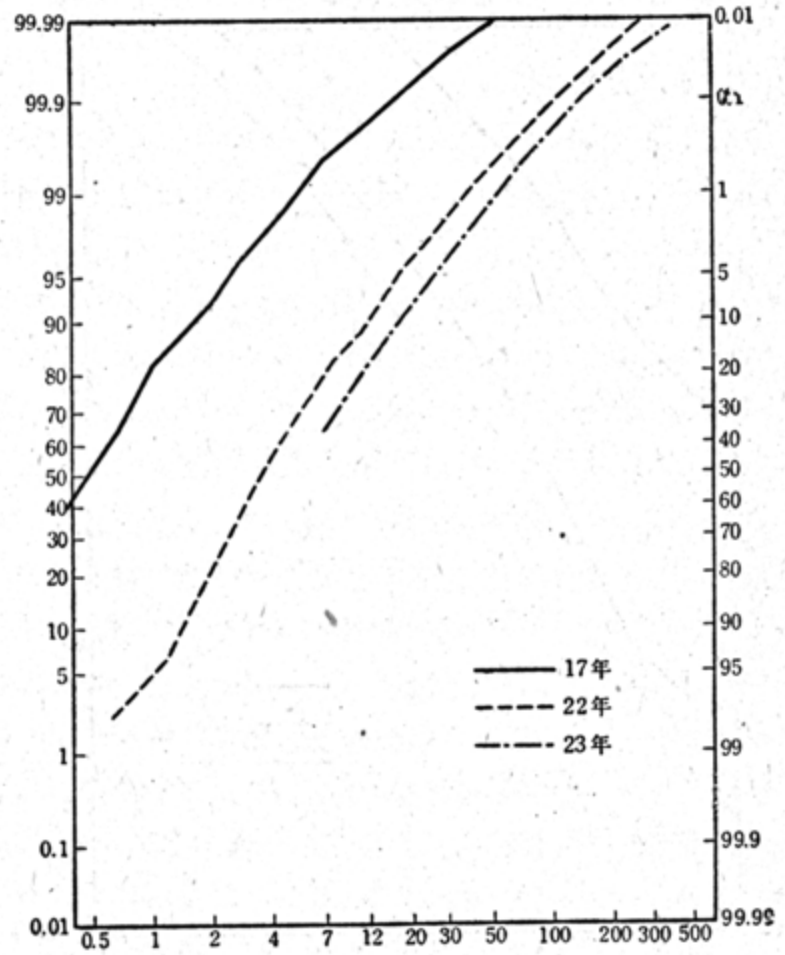
3) Cockfield, F. A., "The Distribution of Incomes," *Economica*, Nov., 1942.

所得階層 (萬圓)	(2) 商業及び金融業 累積人員構成比 (%)			
	17年	18年	19年	20年
0.5	47.46	49.76	52.32	56.60
0.8	73.64	76.12	77.58	81.17
1.2	88.12	89.86	90.84	92.49
2.0	95.48	96.42	96.77	97.38
3.0	97.89	98.39	98.62	98.82
5.0	99.18	99.39	99.50	99.61
8.0	99.68	99.76	99.80	99.85
12.0	99.86	99.89	99.91	99.93
20.0	99.96	99.96	99.97	99.98
30.0	99.98	99.98	99.98	99.99
50.0	99.99	99.99	99.99	99.99
100.0	99.99	99.99	99.99	99.99
以上	100.00	100.00	100.00	100.00

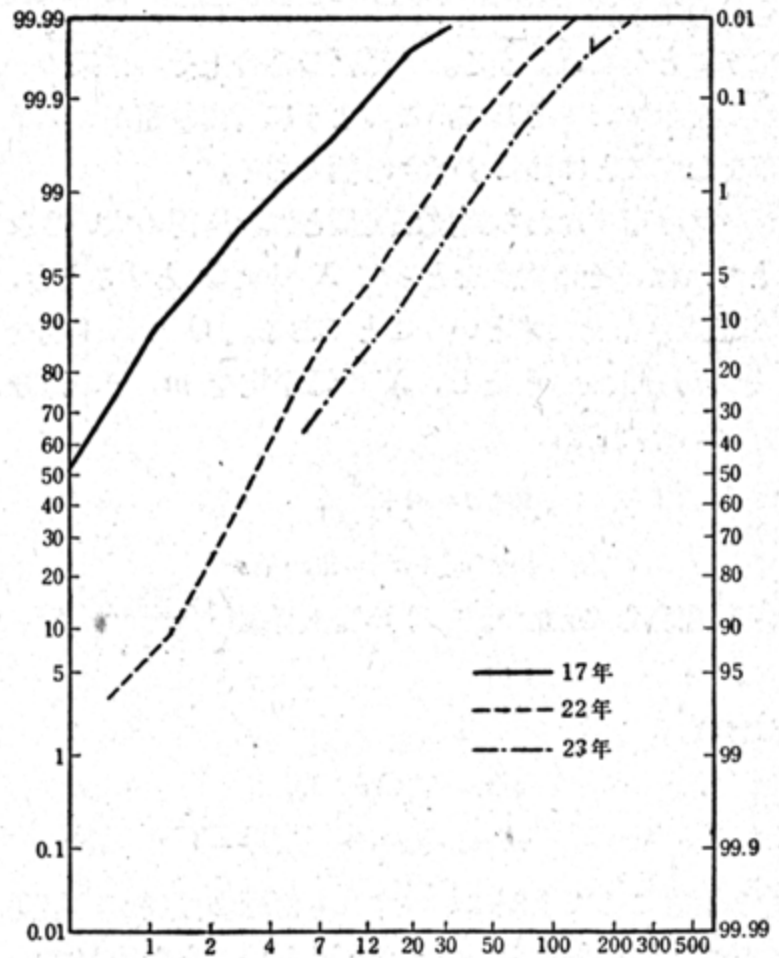
所得階層 (萬圓)	(3) 運輸業 累積人員構成比 (%)			
	17年	18年	19年	20年
0.5	53.75	54.03	61.72	71.79
0.8	78.25	78.44	84.42	91.97
1.2	90.37	91.18	94.38	95.96
2.0	96.15	99.50	97.88	96.96
3.0	97.90	98.20	99.05	99.60
5.0	99.20	99.26	99.68	99.85
8.0	99.68	99.76	99.87	99.95
12.0	99.88	99.88	99.96	99.99
20.0	99.92	99.96	99.98	99.99
30.0	99.96	100.00	99.99	100.00
50.0	100.00	100.00	100.00	—
100.0	100.00	100.00	100.00	—
以上	100.00	100.00	100.00	—

所得階層 (萬圓)	(4) サービス業 累積人員構成比 (%)			
	17年	18年	19年	20年
0.5	45.65	45.84	48.63	52.81
0.8	72.09	72.87	74.02	76.19
1.2	87.61	88.73	89.45	90.38
2.0	95.56	96.15	96.38	96.67
3.0	98.50	98.53	98.61	99.71
5.0	99.62	99.61	99.65	99.73
8.0	99.90	99.80	99.92	99.94
12.0	99.96	99.97	99.98	99.98
20.0	99.99	99.99	99.99	99.99
30.0	100.00	99.99	99.99	99.99
50.0	100.00	100.00	100.00	99.99
100.0	100.00	100.00	100.00	100.00
以上	100.00	100.00	100.00	—

第3圖 工業



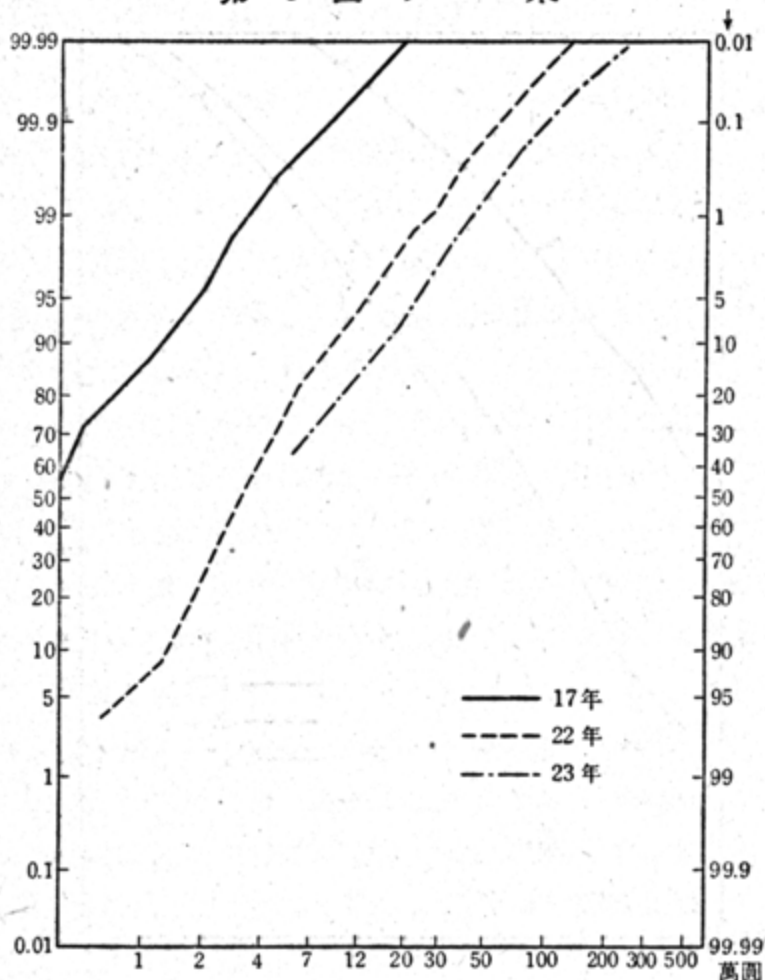
第4圖 商業及び金融業



必ずしも同様であるとはただちに推定できない。

そこで租税統計を通じて、これを業種別に分類し、昭和17—23年について、それぞれにつきジブラ分布を調べてみよう。ただし、ここでは農業を除き工・商・運輸・サービス業についてである。(この23年度は、大蔵省官房調査部実施にかかる全国税務署からの抜取調査による。紙幅の都合上、21年以後の数字を省略。)

第 5 圖 サービス業



これら業種別分布を確率紙上に作図すれば、ほぼ直線をなすことを看取しうる。(紙幅の都合上その結果の一部のみを示す。)そして、このように所得分布がジブラ分布をなすことは注目すべき事柄である。⁴⁾

ジブラ分布すなわち対数正規型とは、所得の大きさを Q とすれば、その対数をとって $X = \log Q$ とするとき、 X が正規分布をなすということである。 Q の母平均を a 、その母分散を ω^2 とし、 X の母平均を m 、その母分散を σ^2 とすれば、

$$\log a = m + \frac{\sigma^2}{2},$$

$$\log(\omega^2 + a^2) = 2(m + \sigma^2)$$

という関係式が成立つ。⁵⁾ X の變異係數(標準偏差/平均)を $C_Q = \frac{\omega}{a}$

とおけば、

$$\sigma^2 = \log(C_Q^2 + 1),$$

$$m = \log a - \log \sqrt{C_Q^2 - 1}$$

となる。ところで上圖は、いずれも直線の傾斜が、年度においても、業種においてもほぼ等しいことを示している。この傾斜は σ に反比例するから、 σ^2 が比較的に不變であるとみなされる。そうすると、 C_Q すなわち所得の變異係數がおよそ一定していることを示していること

4) 拙稿「ジブラ分布の實測について」, 大藏省理財局「財政經濟統計月報」第 11 號, 昭和 23 年 8 月。

5) Fisher, R. A., "An Elementary Treatise on Frequency Curves," 1922.

になる。⁶⁾

このことから種々なる問題が派生するが、當面に必要なことは、業種内部の個人間の分布は、各業種とも大差がないということであろう。言い換えれば、業種間の所得の分前の相対的な大きさには變動があっても、その内部の分布は、ほぼ全體としての個人分布に類似するということである。

(3) 累進税率と納税後の所得分布

以上のような所得分布に関する豫備的な考察の後に、はじめて税率について論及することができる。税率、そしてとくにその適度な累進度については何らかの基準がなければならぬ。しかるに、これに関する論議は、個人的觀點に立つものが多く、したがって主觀的判斷を根據にした立論にみちている。かつては、「犠牲の均等」とか「比例的犠牲」とか、或いは「最少の犠牲」という個人主觀を中心として議論が展開された。しかし、これらの基準を實際の税率決定に適用するためには、效用函数の一定の型を確定しておかなければならぬ。

「犠牲の均等」(各納税者の效用の均等な減少)は、效用函数の型とかかわりなく、また必ずしも累進税率を結論としない。「比例的な犠牲」(各納税者の效用の一定割合だけの減少)は、累進税率を結論するけれども、效用函数について恣意的な零を定める必要があつて、これには客觀的な尺度はない。「最少の犠牲」(納税者のすべての效用合計額に最少の減少をもたらすようにすること)は、限界效用遞減曲線と結びついた單一の基準として用いられるが、100%の課税を行う結果を生じる。このような租税が經濟一般に悪影響を及ぼすことはいうをまたないから、この基準が有效であるためには、所得分布と生産力との間に一定の關係を想定して、これを結合しなければならない。

しかし、總犠牲の極小或いは總效用の極大という行動目標は、加法的な個人效用を假定し、さらに限界效用遞減の法則を假定する。そして、この目標が達せられるのは、課税後の所得の限界效用がすべての個人にとって相等しい場合、或いはすべての個人が本質的に類似してい

6) 増山元三郎, 「推計學の話」昭和 24 年, p. 42 註(5), pp. 71-73. 増山博士は、このように母分散が一定になることは、所得分布が母數 1 つで性格づけられることを指摘し(同書, p. 71, 註(2)), この性質は抽出調査に利用できるし、結果の分析にも都合がよいとされている(同書, p. 72)。問題はさらに [1] 所得の平均 a が變化するのに、 ω/a が不變であるとすれば、標準偏差 ω が a と比例的に變化することになるが、その理論的根據, [2] この σ^2 は、パレートの α と同様に、均等度の尺度としては感度が鈍いのではないか、などの追求すべき問題を生じる。

るならばすべての人の所得が相等しい場合だけである。しかるに、效用についてはその様相について具體的には殆んどなにも知られていない。個人の效用は實測できず、個人間の效用の比較はできない。いままで試みられた效用函數を確定するあらゆる試みは、いずれもそれだけでは租税の累進度を決定する手段としては殆んど役に立たないのである。「犠牲」という觀念のあいまいさを避けて、これを「支拂能力」という觀念におき代えても、それもまたなにかの仕方で效用と連關しない限り、昏迷を加えるだけである。

のみならず、國の財政からみれば、それらの個人主觀にもとづく概念ではなしに、むしろ社會的な經濟厚生の觀點に立って、いわゆる社會價值函數を假定せねばならぬであろう。しかし、それもまた理論的な想定にすぎず、具體的にはなにかあきらかにされていない。問題は、一定の所得分布に對していかなる累進税率を適用するとき、納税後の分布が再分配という見地からみて最も望ましいかということであって、すなわち再分配の經濟的効果の測定に關するのである。だが、經濟理論の知識の

現状では、これに對する満足な解答は與えられぬといつてよからうと思う。しかし、ここでの目的は、むしろ限定して、國民生活の側から、個人と階級という單位からみた租税負擔の程度であるから、效用は所得の一定の函數であると假定して、所得の階層別(或いは階級別)分布において、各階層内の所得したがつて效用は同一の大きさを持ち、また同様の型に従うと假定することによつてのみ、實際の分析をなしうるにとどまる。だから、以下の分析もまた單に所得の大きさのみを中心とせざるをえないのである。

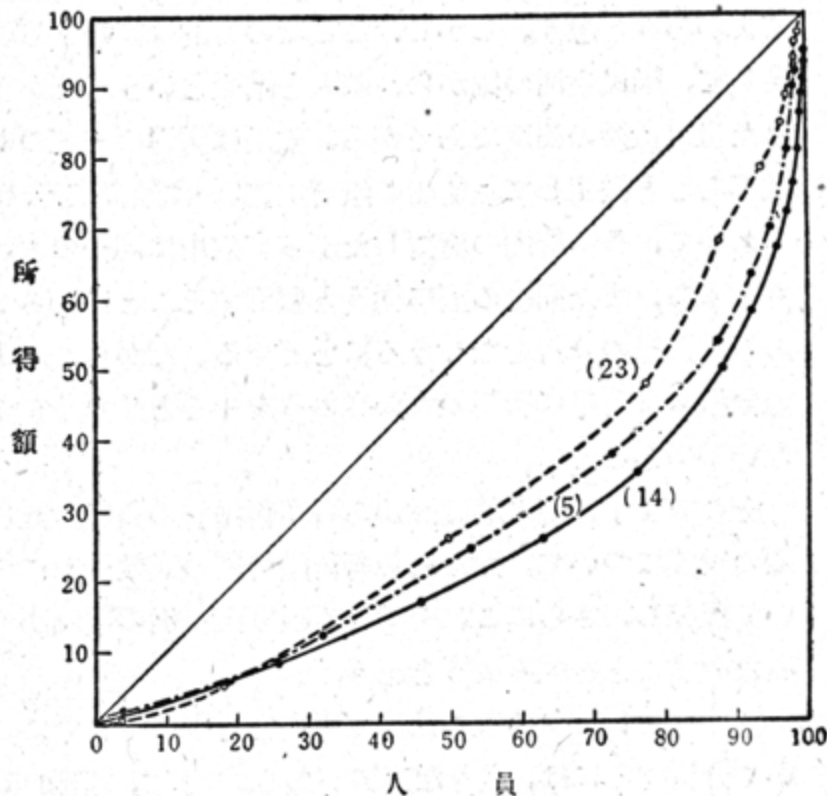
そこでまず、個人的觀點から各所得階層の負擔した實際の税額について、すなわち所得階層別の實效税率について探究し、さらにこれをできる限り業種別の觀點からみなおすことを試みようと思う。

(a) ローレンツ曲線の比較 所得階層別の税負擔について分析するには、種々な方法がある。まず、昭和 5, 14, 23 年度における所得人員と所得額(控除後)とを對比してローレンツ曲線を作圖すれば、次のようになる。ローレンツ曲線は、その面積のみならず、むしろここで

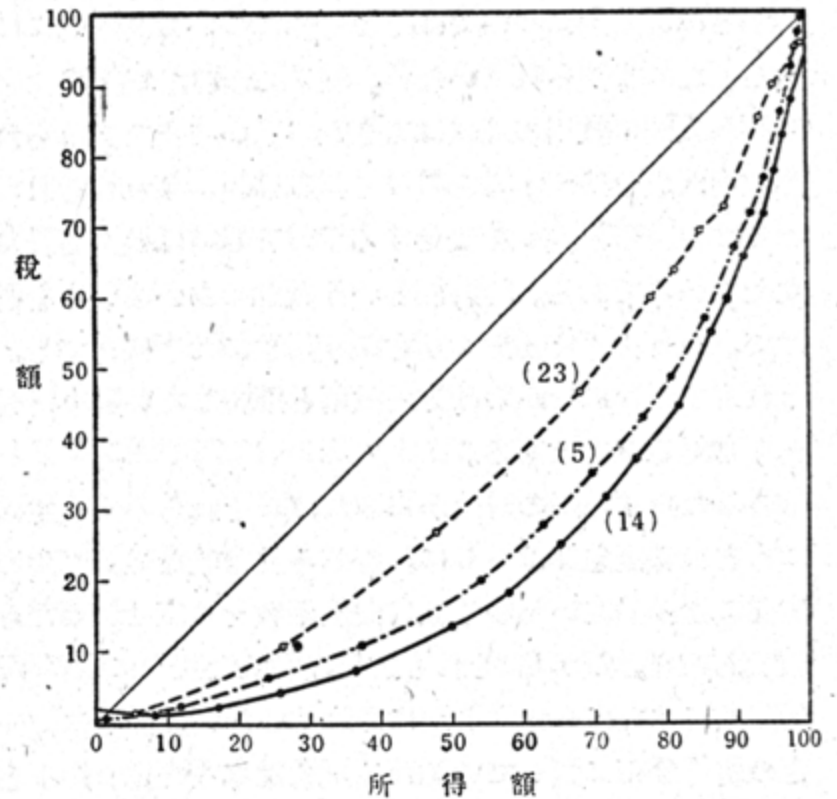
第 5 表 所得階層別分布

昭和 5 年度		昭和 14 年度		昭和 23 年度	
所得階層 (千圓)	累積人員構成比 (%)	所得階層 (千圓)	累積人員構成比 (%)	所得階層 (千圓)	累積人員構成比 (%)
1.2以下	3.77	1.0以下	3.16	20.0以下	3.44
1.5	31.93	1.2	25.50	40.0	18.49
2.0	55.28	1.5	45.50	70.0	50.13
3.0	73.21	2.0	63.22	100.0	78.21
5.0	88.12	3.0	76.82	150.0	88.37
7.0	93.04	5.0	88.84	200.0	94.16
10.0	96.08	9.0	93.12	220.0	95.47
15.0	97.93	10.0	95.98	250.0	96.84
20.0	98.71	15.0	97.72	300.0	98.09
30.0	99.35	20.0	98.52	500.0	99.31
50.0	99.73	30.0	99.20	700.0	99.65
70.0	99.85	50.0	99.64	1,000.0	99.82
100.0	99.92	70.0	99.78	2,000.0	99.91
200.0	99.96	100.0	99.87	5,000.0	100.99
500.0	99.98	100.0	99.93	5,000.0超	100.00
1,100.0	99.99	200.0	99.96		
2,000.0	99.99	300.0	99.98		
3,000.0	99.99	500.0	99.99		
4,000.0	99.99	700.0	99.99		
4,000.0超	100.00	1,000.0	99.99		
		2,000.0	99.99		
		3,000.0	99.99		
		4,000.0	99.99		
		4,000.0超	100.00		

第 6 圖 納税者と所得額



第 7 圖 所得額と税額



はその形態が重要であって、すなわち昭和 14 年度においては 5 年度に比して均等分布線から遠くはなれているのみならず、ことに高額層において著しく離れている。ところが、23 年度においては、高額層もともに全面的に均等線に接近している。ただし、23 年度は申告納税分の所得であって、源泉徴収分を含めた所得税統計は所得金額のみで納税額が発表されていない。だから、注意すべきは、これをもってただちに高額所得が均等化しつつあることの指標とみなしうるのではなく、かえってむしろ申告納税分の所得については高額層において比較的低位に見積られていることを示すのかもしれないということである。そして、昭和 5 年度においては所得者の半数以上 (55%) が 2 千圓以下であり、所得総額の半分以上 (55%) は 5 千圓階層以下のものであった。が、23 年度申告分においては、申告者の半数 (50.0%) が 7 萬圓以下の所得者であって、所得総額の半分 (47%) は 10 萬圓以下の所得である。昭和 5 年以降の物價上昇を考慮すれば、申告課税所得は甚しく零細化していると言わざるをえない。

さらに各年度の所得額とこれに對應する税額とをローレンツ曲線によって對比すれば第 7 圖のように變容している。各階層別の所得額と税額との對比は、後に論及するようにいままで試みられたことがなかった。このローレンツ曲線とさきの所得額と人員との關係とを對比すれば、累進税率がどの程度に效力を及ぼしているかがよくわかるはずである。すなわち、累進がきびしければきびしいほど、さきの第 6 圖とまさに反對に低額層は均等線から遠くはなれ、高額層ほど均等線に接近しなければならない。

しかるに、この形態をさきの第 6 圖の所得分布の形態

第 6 表 所得と税額の構成

昭和 5 年度		昭和 14 年度		昭和 23 年度	
累積所得 構成比 (%)	累積税額 構成比 (%)	累積所得 構成比 (%)	累積税額 構成比 (%)	累積所得 構成比 (%)	累積税額 構成比 (%)
1.25	0.22	0.97	0.10	0.70	0.14
12.63	2.36	8.54	0.89	6.33	1.94
24.71	5.57	16.83	2.10	26.15	12.12
37.59	10.66	26.27	4.60	47.48	27.77
54.54	20.70	36.35	7.28	67.76	47.61
63.18	27.49	50.47	14.22	78.54	60.64
70.70	34.93	58.22	19.33	81.53	64.46
77.40	43.26	65.55	25.41	85.03	69.50
81.39	49.20	72.09	32.22	88.74	75.43
85.98	57.35	76.36	37.57	94.30	85.66
90.31	66.75	81.45	45.40	96.41	90.23
92.49	72.30	86.56	55.15	97.88	93.77
94.23	77.01	89.13	60.95	99.14	97.14
96.78	85.93	91.47	66.96	99.73	99.10
98.54	93.01	93.71	73.53	100.00	100.00
99.11	95.53	95.08	78.02		
99.76	98.73	96.49	83.11		
99.99	100.00	97.70	88.05		
99.99	100.00	98.11	89.89		
100.00	100.00	98.70	92.80		
		99.13	95.07		
		99.63	87.89		
		99.79	98.80		
		100.00	100.00		

と對應させて、累進課税の效果をみるならば、昭和 23 年度申告分において高額層に比較的軽く、低額層に對

して比較的に重いことを明瞭に看取しうるであろう。

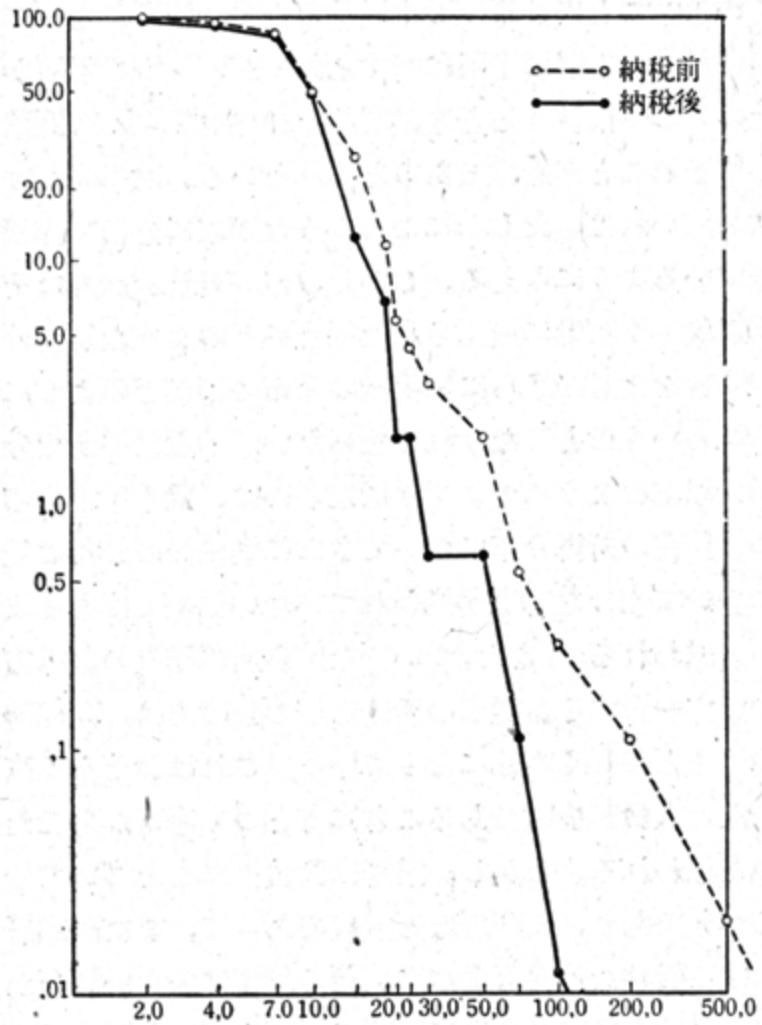
(b) 納税前後の分布の變容 所得分布は納税によって變容し、さらに租税の轉嫁と財政支出とによって變化する。しかるに、従来は所得の分布を調べるにあたって、わずかに納税前の所得の様相にとどまり、これと納税後の分布とを比較することができなかつた。というのは、わが國の租税統計は（主税局年報國税廳統計年報書）所得額と納税人員（戸數）とについては階層別に分類されているが、この各階層に對應する税額については製表されていなかったからである。このような重要な分類による統計が、このたびのシャウプ使節團が來朝するまで作成されなかつたことは、むしろ奇異な事柄といわざるをえない。これによって、種々な分析が可能となったわけであるが、まず納税前と納税後の分布の變化についてみよう。（ここではとくに最近の昭和23年度申告納税分の分析のみに止めるが、同様にして累年の比較を行うことによってさらに多くの示唆が與えられるであろう。）

そのためには、昭和23年度申告分につき納税後の1人當り所得を算出して、その低下した所得額がいかなる階層に變化したかによって人員を變えるわけである。このようにしてみると、20—25萬圓と30—50萬圓のところを切斷される。一般に、納税前に比して納税後の分布は甚しく圓滑さを欠いているが、ことに20—50萬圓の區間が不規則的であつて、この區間において公平を欠いているように見える。とくに30—50萬圓の所得階層は、他に比して所得額が多く見積られ、また税額も甚しく多い。徴税がここに集中されている觀がある。そして、

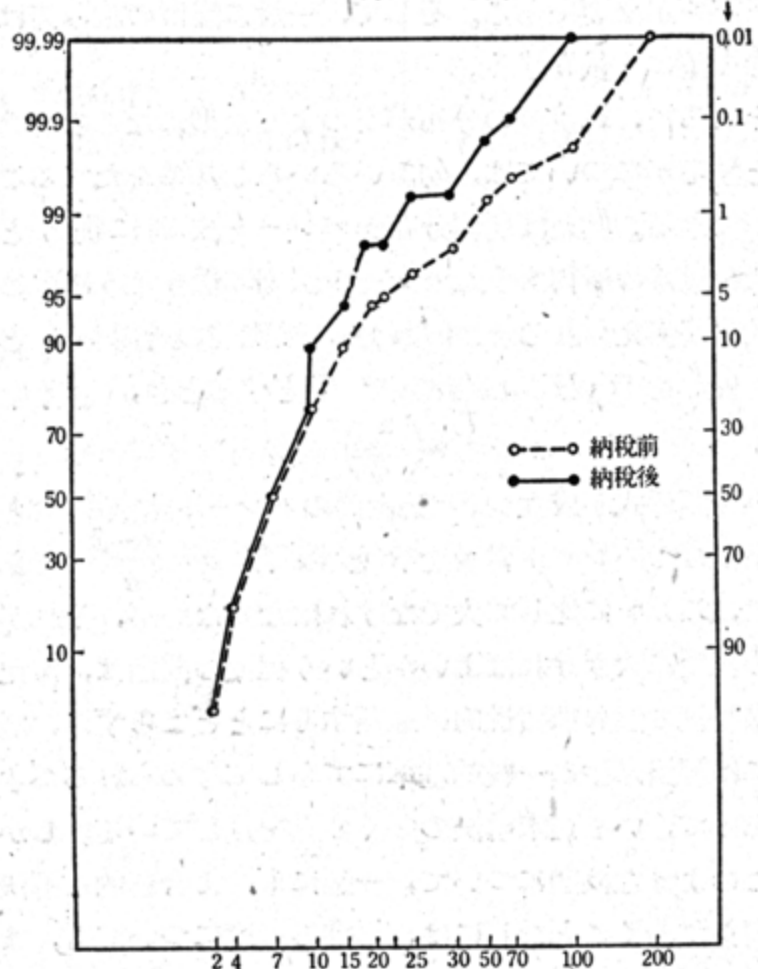
第7表 納税後の所得分布（昭和23年度）

所得階層 (萬圓)	納税後1人 當り所得 (圓)	納税後人員 (人)	累積人員 構成比 (%)
2	18,431	250,666	100.00
4	32,729	1,096,021	96.55
7	52,259	2,304,551	81.50
10	72,758	2,786,303	49.87
15	98,338	421,426	11.62
20	128,486	285,324	5.83
22	150,318	—	1.90
25	162,843	96,180	1.80
30	181,001	—	0.60
50	232,637	35,936	0.60
70	310,909	6,339	0.11
100	387,645	1,414	0.02
200	539,547	—	0.00
500	742,154	192	0.00
500超	2,329,698	—	—
合計	—	7,284,352	—

第8圖 (1) 納税前後の所得分布 (23年)



第9圖 (2) 納税前後の所得分布 (23年)



納税者の約85%を占めるものが50萬圓以下であることを忘れてはならない。

ここで反省すべきことがある。さきに述べたように、支拂能力という語は使用者によって意味が異なり、累進の強さを決定する用具としては、そのままでは使えない。この不確實性、見解の差異、検討方法の相異のゆえに、

累進の仕方はできるだけ圓滑であることが望ましいとされている。ことに、累進の中級及び上級の範圍にあっては、各階層の上限の下限に對する比率が、一つの階層から他のものへ推移するとき、できるだけ動搖が少く、圓滑に推移することが適當であるとされている。税率表だけを眺めていれば、たしかにこのような要求に應じて作成されているように見える。しかし、むしろ重要なのは、その累進税率が實際に適用された場合にどのような所得分布の變容を生じ、さらに納税後の分布の型がどのようになるかということではなければならない。納税後の所得分布が、以上のようにデクザクになるのは、税率を定める際に、現在の所得分布についてさらに納税後の分布の變化について充分な考慮が拂われていない結果ではあるまいかと思われる。(なお、ついでながら所得階層の刻み方について一言する。従來の所得階層の分け方は、高額層へゆくほど甚しく粗雑になっている。これはおそらく高額層ほど人員が少數であることにもとづく考慮からでたものと思われる。しかし、階層は同質性にもとづいて分けるべきであり、高額層ほど異質であつて、また高額層における微妙な差異も全體に與える影響は大きい。だから、統計的處理にはまさに反對に、高額層ほど細かいインターバルが必要である。そして、一般に階層の刻み方は分布の型にも依存する。)

ところで、納税後の分布がどのような型になるのを適當とするかについては、勿論いろいろな基準をたてることができる。例えば所得分布がパレート法則に従うとき、納税後の所得もまたパレート法則に従うようにきめる仕方が考えられる。すなわち、納税前の所得を x とし、税額を T とし、控除額を E とするとき、

$$\frac{x-T}{x} = \left(\frac{x}{E}\right)^{-b}$$

という關係式が成立つ。⁷⁾ 納税前のパレート常数を α とし納税後のパレート常数を β とすれば $b = \frac{\alpha-\beta}{\alpha}$ であつて、 β は α に比して大でなければならないが、それがどの程度に大きければよいかという程度の問題は、ただに階層別の限界消費性向に連關するにとどまらずに、嚴密には經濟厚生の一般的基準にてらしてきめられるべきであつて、いまだ未解決の多くの點を残している。しかもこのような問題について、一應にもせよ合理的な解決を與えておくことなしには、累進の適度についても、また租税負擔の公正についても、なにも論斷することはできぬはずである。

(c) 所得階層別の負擔度 租税負擔については、各所得階層の内では各人にとって等しいと假定することはできよう。それでは所得の増加につれてどのように租税負擔が増加するか。いま1人當り所得の各所得階層の間の

差額を所得の増分とし、同じく1人當り税額の差額を租別の増分として對比すれば、次の第7表のようである。

第7表 階層別所得稅負擔

(1) 昭和23年度

所得階層 (萬圓)	所得差額 ΔY (圓)	税額差額 ΔT (圓)	$\Delta T/\Delta Y$ (%)
2以下	—	—	—
4	16,092	1,794	0.111
7	23,832	4,302	0.179
10	28,065	7,566	0.266
15	38,995	13,415	0.338
20	49,545	19,397	0.392
22	39,370	17,538	0.436
25	26,067	13,542	0.506
30	41,924	23,766	0.567
50	114,344	62,708	0.534
70	209,190	130,918	0.624
100	236,328	159,592	0.675
200	521,222	369,320	0.684
500	1,524,541	1,321,934	0.867
500超	6,796,555	5,209,011	0.738

そして、昭和23年度においては50萬圓以上において負擔の強度は比較的増加していないのを見る。のみならず、50萬圓の階層の負擔度は30萬圓よりも軽く、500萬圓を超えたものが500萬圓以下よりも軽いという現象

7) 納税前の所得分布が次のように、パレート法則に従うものとする(ただし、 N =納税者累積數、 x =所得額)、

$$(1) x = A_0 N^\alpha$$

納税後の所得は次のようになる (T =税額)、

$$(2) x - T = A_1 N^\beta = A_1 \left(\frac{x}{A_0}\right)^{\beta/\alpha}$$

$$\frac{x-T}{x} = \left(\frac{x}{E}\right)^{-b}$$

$$T = x - x \left(\frac{x}{E}\right)^{-b}$$

$$\left(\text{ただし、} b = \frac{\alpha-\beta}{\alpha}, E = A_0 \frac{\beta}{\beta-\alpha} A_1 \frac{\alpha}{\alpha-\beta}\right)$$

平均税率を t_a とすれば、

$$(3) t_a = \frac{T}{x} = 1 - \left(\frac{x}{E}\right)^{-b}$$

限界税率を t_m とすれば、

$$(4) t_m = \frac{dT}{dx} = 1 - (1-b) \left(\frac{x}{E}\right)^{-b}$$

(Vickery, W. S., Agenda for Progressive Taxation, 1947.)

すでに(1919年)、エッジワースは、 x を免税點以上の所得とし、 T を税額とするとき、納税後の所得について、 $x - T = ax^\beta$

という分布法則を考えている。(Edgeworth, F. Y., "Graduation of Taxes," Papers relating to Political Economy, Vol. 11., p. 249.)

(2) 昭和 5 年度

所得階層 (千圓)	階層間の所得差額 ΔY (圓)	階層間の稅額差額 ΔT (圓)	ΔT/ΔY (%)
1.2以下	—	—	—
1.5	82	2	0.01
2.0	442	18	0.02
3.0	677	24	0.04
5.0	1,398	64	0.05
7.0	2,069	114	0.06
10.0	2,419	174	0.07
15.0	3,825	334	0.09
20.0	5,102	511	0.10
30.0	6,963	843	0.12
50.0	13,786	1,923	0.14
70.0	16,994	3,242	0.19
100.0	27,983	4,319	0.16
200.0	54,785	11,056	0.20
500.0	160,738	35,650	0.22
1,000.0	311,819	74,153	0.24
2,000.0	724,996	188,026	0.26
3,000.0超	1,338,409	381,571	0.29

を示している。このような吟味を加えてゆけばゆくほど、稅率の科學的でないことを露呈してゆくようである。また 23 年度の場合を、例えば 5 年、14 年度と比べれば、所得増加に伴う租稅増加の割合 (ΔT/ΔY) の値が 23 年度において比較的に低額階層において重いことを看取しうるであろう。

(4) 勤勞者と營業者との稅率の變遷

所得稅の負擔を、さらに勤勞者と營業者について比較しよう。いうまでもなく、戦後のインフレーションによって所得額の大いさが變化したばかりでなく、階級的分前もまた著しく様相を變えている。次の第 8 表は昭和 5 年の各階層別の所得額を基準として、これを昭和 5—9

(3) 昭和 14 年度

所得階層 (千圓)	階層間の所得差額 ΔY (圓)	階層間の稅額差額 ΔT (圓)	ΔT/ΔY (%)
1.0以下	—	—	—
1.2	101	1	0.01
1.5	242	8	0.03
2.0	388	16	0.04
3.0	645	39	0.06
5.0	1,429	107	0.08
7.0	2,079	191	0.09
10.0	2,436	293	0.12
15.0	2,895	563	0.15
20.0	5,042	872	0.17
30.0	6,989	1,499	0.21
50.0	13,810	3,435	0.25
70.0	20,455	5,764	0.28
100.0	24,300	7,731	0.32
150.0	34,933	13,651	0.39
200.0	55,154	20,664	0.37
300.0	70,182	30,311	0.43
500.0	136,644	65,475	0.48
700.0	190,700	97,366	0.51
1,000.0	80,667	142,182	0.17
2,000.0	586,847	237,693	0.41
3,000.0	1,282,395	758,125	0.58
4,000.0	1,131,667	622,500	0.55
4,000.0超	1,137,000	570,500	0.55

年日銀小賣物價指數で換算した場合に、その所得額に對應する昭和 5、16、23 各年度における稅率を示すものである。(大藏省「財政金融統計月報」第 2 號、昭和 24 年、39—42 表、主稅局「稅制關係基本統計資料集、26—29 表参照。)

この等價値計算による所得稅負擔の變遷をみると、23

第 8 表 所得稅負擔の變遷 (等價値計算)

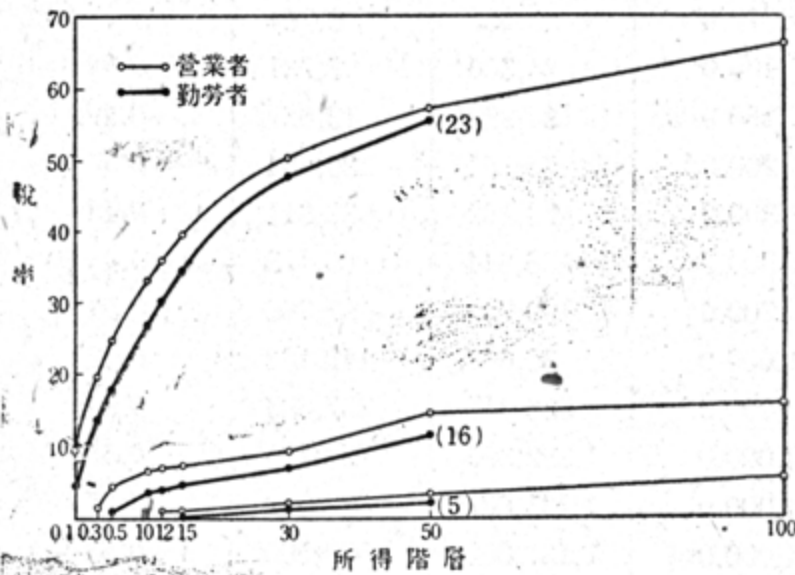
(1) 勤勞所得

昭和 5 年			昭和 16 年			昭和 23 年		
所得額 (控除前) (圓)	稅額 (圓)	負擔率 (%)	換算所得額 (圓)	稅額 (圓)	負擔率 (%)	換算所得額 (圓)	稅額 (圓)	負擔率 (%)
100	0	—	202	0	—	19,871	916	4.6
300	0	—	606	0	—	59,613	7,872	13.2
500	0	—	1,010	17	1.7	99,355	17,954	18.1
1,000	0	—	2,020	78	3.9	198,710	54,055	27.2
1,200	0	—	2,424	102	4.2	238,452	72,044	30.2
1,500	9	0.6	3,030	139	4.6	298,065	102,435	34.4
3,000	47	1.6	6,060	426	7.1	596,130	283,347	47.4
5,000	121	2.4	10,100	1,178	11.7	993,550	553,530	55.7

(2) 事業所得

昭和 5 年			昭和 16 年			昭和 23 年		
所得額 (控除前) (圓)	税 額 (圓)	負擔率 (%)	換算所得額 (圓)	税 額 (圓)	負擔率 (%)	換算所得額 (圓)	税 額 (圓)	負擔率 (%)
100	0	—	202	0	—	19,871	1,909	9.6
300	0	—	602	9	1.5	59,613	11,786	16.8
500	0	—	1,010	43	4.3	99,355	24,661	24.8
1,000	0	—	2,020	129	6.4	198,710	65,773	33.1
1,200	9	0.8	2,424	164	6.7	238,452	85,064	35.7
1,500	16	1.0	3,030	225	7.4	298,065	110,757	39.2
3,000	71	2.4	6,060	579	9.5	596,130	299,273	50.2
5,000	171	3.4	10,100	1,431	14.2	993,550	571,758	57.5
10,000	541	2.4	20,200	4,225	20.9	1,987,100	1,316,081	66.2

第 10 圖 營業者と勤勞者との所得税負擔の變遷



年度において、急激に負擔が重くなっている。この傾向は、戦後からのものであるが、むしろ 23 年度においては前年に比べれば次第に低額層ほど税率は軽くなっている。それにもかかわらず第 8 表によれば 30—50 萬圓までの所得層の負擔は甚しく急激であって、また所得税を轉嫁することの不可能といっている勤勞者にとっては、營業者に比較してけっして軽いとはいえない。一般に、50 萬圓までの各階級の所得者にとって、税率は甚しく重いといえることができる。

(5) 勤勞者、農業者、營業者の租税負擔の比較

以上は、單に所得税のみの負擔率の變遷であるが、さらに營業者、勤勞者、營業者とに分け、國税と地方税を通じる税負擔を比較するために、所得税、事業税、地租、家屋税、住民税について一定の假定を設けて現行税率の適用された場合を想定したものとシャープ勧告によるものとを比較すれば次のようである。(その内容の詳細と算定の基礎については、「財政金融統計月報」第 2 號, pp. 72—74 を参照されたい。)

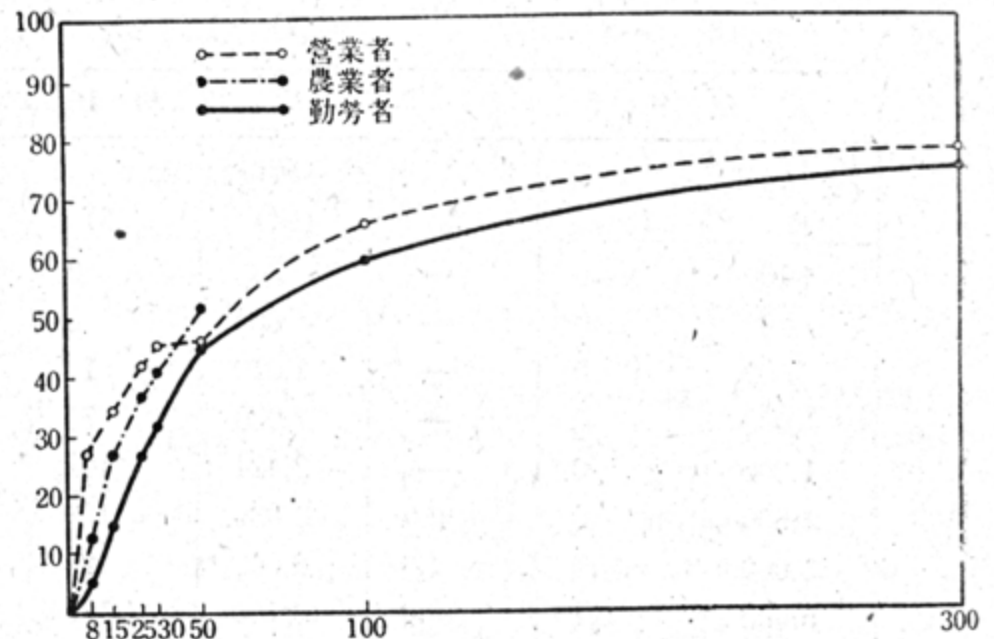
これによれば、勤勞者、農業者、營業者の租税

負擔は、所得 25 萬圓まではほぼ平行しているが、注目すべきことには 50 萬圓のところでは營業者は急に輕減されて、農業者以下となり、勤勞者の負擔に接近しているのである。これらの税負擔は直接税のみだから、間接税の負擔を考慮に入れるならば、營業者の方がとくに勤勞者よりも負擔が重いとはいえないであろう。シャープ勧告によって、これらの負擔が一般的に輕減されるにしても、間接税や租税轉嫁を考慮に入れるとき業種間の差異は依然

第 9 表 業種別租税負擔の推計(昭和 24 年度)

所得階層 (萬圓)	勤勞者 (%)		農業者 (%)		營業者 (%)	
	現行	勸告	現行	勸告	現行	勸告
8	5.03	2.27	12.88	5.21	27.18	5.77
15	14.51	11.98	26.52	15.70	33.98	16.23
25	26.75	23.34	36.95	27.26	41.87	27.83
30	31.40	29.03	40.47	32.05	45.05	33.04
50	44.51	43.30	50.76	44.01	45.44	45.48
100	58.92	55.27	—	—	65.61	56.28
300	73.79	61.00	—	—	77.66	61.43

第 11 圖 業種別所得階層別の租税負擔



として何ら合理的基準にもとづくことなしに設けられるおそれがある。

われわれは種々な角度から、與えられた資料の範囲内でもさらに一層高次の分析を行うことが可能であるが、以上によっても財政技術上の處理がいかに合理的とは思われないかはすでにあきらかであり、また他方これを正確に判断すべき經濟理論の側では、非現實な假定に立つ論議に終始して適切な處方をいままで示しえなかつたことも分明である。經濟厚生の世界觀に立って眞に國民生活の福祉の向上について合理的な處理をなしうるには、いまだ前途遼遠だと言いたい。

III 國民所得と租税負擔

最後に、租税が國民所得に及ぼす影響をみるにあたって、これを巨視的に國民所得統計からみることと、これを微視的に家計調査からみることが考えられる。しかるに、家計調査においては主として消費支出のみが計上されて、間接税をもふくめた租税負擔は充分にはあきらかにされない。現行の消費者價格調査 (C. P. S.) においても、それは家計調査ではなく、したがってまた租税の項を缺いている。わが國には、家計からみた租税負擔の實狀を示す資料を全く缺如しているといつていい。(勤勞者の平均家計を通じてみた租税負擔の研究は、本調査「勤勞者生計と所得税負擔」において行われる。)

わが國の國民所得統計は、租税統計を殆んど利用せずに、勤勞者所得の推計は主として賃銀俸給統計と就業人口とにより、營業者所得は主として生産量と物價との趨勢によつてゐる。その分配國民所得をもつて課税所得とみなすことはできない。

しかるに、普通に國民の租税負擔を測る尺度として、課税の對象となる所得とはなしに國民所得と租税總額(國税と地方税の純額)とが對比される。しかし、その比率は、嚴密に言えばむしろ國民所得に占める政府部門の役割を示す指標としてのみ意義がある。だから、國民1人當り平均所得と一人當り租税額との割合は、それだけでは租税負擔の實相を示すものではない。

しかし、まず一應この比率の推移をみると、昭和21年10.6%、22年18.6%、23年21.7%、24年26.4%と漸次上昇しつつある。これに對して1人當り實質國民所得はなお低位にあつて、その増加率は税率の上昇に及ばない。のみならず、所得の階級別構成において擔税力の比較的に大きい資産所得が激減している。これはインフレーションによる生産物價格の上昇に比して、生産要素價格のうち利子・地代が比較的に固定的だからである。このような所得の階級的分配の變化と、さらにさきに指

摘した所得分布の一般的な平均化によつて、租税負擔は著しく強度を増したようにみえる。

しかし、所得は全く平均化されたわけでないから、かかる平均概念だけでは負擔の強度を充分に表わすことができない。富者にとって所得の一定の割合を税租として納めることと貧者にとって同じ割合で課税されるのとは、負擔の強度の異なるのはいうまでもない。このような個人中心の、微視的な觀點からみれば單なる平均の割合は何ものをもあらわさぬといつていい。しかし、われわれのもちうる資料では、かかる個人的觀點からみた租税負擔の實相を示すものは殆んどない。家計における租税負擔を知る資料を殆んど缺くゆゑに、わずかにさきにみたような所得階層内の所得税の負擔の強度を示しうるだけである。

階級別の税負擔についても資料は乏しい。そこで課税所得と國民所得とについて、その内容をできるだけ階級別分類に接近させて巨視的にみるとどうなるか。

さきに指摘したように、課税所得と國民所得とはその範圍を異にし、またその推計の基礎を全く異にする。しかし、いま参考のために所得税の課税所得を勤勞所得、事業所得、資産所得、その他の所得に分けて、その構成を國民所得の構成と比較してみよう。ただし、課税所得は源泉徴收分と申告納税分との合計であつて、そこにおいて勤勞所得とは給與・退職所得、事業所得とは營業・農業その他の事業所得、資産所得とは利子配當及び臨時配當所得・山林所得・讓渡所得・不動産所得であり、その他所得とは、一時所得・原稿講演印税その他の所得をふくむ。

第10表 種類別課税所得の構成

	22年度比率 (%)	23年度比率 (%)
勤勞所得	49.02	54.25
事業所得	49.18	44.50
資産所得	0.99	0.75
その他所得	5.88	0.50

〔資料〕 財政金融統計月報、第2號16表。

第11表 種類別分配國民所得の構成

	22年度比率 (%)	23年度比率 (%)
勤勞所得	35.90	44.70
事業所得	63.10	54.10
資産所得	1.00	0.20

〔資料〕 經本推計(非公式)。

所得税の課税所得の總額は、22年度5,616.9億圓、23年度13,502.2億圓であるが、國民所得の總額は22年

11,158 億圓、23 年 22,288 億圓であって、所得税の對象となる所得は國民所得の約 60% にすぎないのである。(「基本統計集」第 32 表参照) 他方シャウブ報告書では 24 年度國民所得について「最低 3 兆圓、實際はこれを數千億圓乃至 1 兆圓上廻る」と推計している。

課税所得と國民所得との内容は、その分類原理が同一でないから、ただちにこれを比較することは許されない。ことに國民所得統計の事業所得のうちには法人留保がふくまれている。が、わが國の國民所得における法人留保は甚しく少額であって、事業所得に対して大きな影響を與えていない。そこで課税所得において勤勞所得が相對的に大きく評價されている。むしろ勤勞所得以外の所得が比較的軽く見積られているように見える。のみならず、勤勞所得のうち申告分は、昭和 22 年 8.6%、23 年 11.1% であって、すなわち約 90.0% が源泉徴収によるものなのである。勤勞所得の源泉分は所得形成と同時に徴収されるのに、申告分は相當期間の後に徴収されるので、インフレーションにおいては前者の方が不利である。さきに 23 年度申告分所得の分布について指摘したところを考え併せるならば、いまだ申告納税制度が完全に實施されていないことを、同時にまたこの源泉徴収分と申告分との取扱いの不公平を示しているといえよう。いずれの統計が實相に近いかは、これ以上立入らないが、國民所得統計における、業主所得の推計も課税所得のそれも、主として賣上額の趨勢によるもので、兩者の差異もまた主としてこの推計の差に歸せられるが、いずれもインフレーションに伴う収益率の變動については充分な考

慮が拂われていないのである。

所得税統計を中心とする租税負擔の分析は、なお追求すべき問題を多く残しているけれども、一應ここで終ることとしよう。以上の追求の途上において、しばしば資料の不完全を指摘し、その實情の不合理に言及した。しかしこれは統計作成者のみの誤謬に歸せられることではなく、むしろ利用者の負うべき責任でもある。このような不完全な資料のまま、國民生活にとって深刻な影響をもつべき租税の問題を、單に財政技術のみにゆだねてその効果の判定を怠っていたことは、國民の租税に対する無關心を示すものであって、深く反省を要する。ついで、わが國の租税負擔の程度について國際比較を試みるべきであろうが、およそ國際比較にはなによりも生活水準の比較を前提とし、この生活水準の國際比較の方法はいまだ満足すべき解決に達していないと思われる。それゆえに、これに關するすべてをあえて省略したのである。

經驗科學の對象は生成して止まぬ生ける現實である。この調査はこの現實への接近の第一次報告にとどまる。そして、科學は單に書かれた過去の經驗の吟味だけに停滯しえず、また非現實な假定の上に立つ單なる推理に止まることができずに、たえず新たなる現實に對決しなければならぬ。この對決にあたって依るべき基準そのものの探求は、むしろ科學の領域を超える。そして、いかなる科學もその眞の對象たる複雑な經驗の分析吟味をばなれては、なにらの前進をもなしえないのである。

(高橋長太郎)

II 勤勞者生計と所得税負擔

I は し が き

今日「減税」という政治的スローガンはそれが眞にもたらす經濟的效果にたいする期待をこえて人々の心を幻想的にさえとらえるものがある。いわゆる「大衆課税」の實態は勤勞者の生計にそれほどにまで重壓を加えてきたのであった。この現實はわれわれが日々の生活を通じて十分に感得してきたことがらであって、あえて研究室の手による解明を煩わすを要しない、いなかたくな「客觀的分析」はかえってこの問題のもつ切實な現實感をそこねる憂えさえあると爲されるかもしれぬ。たしかに

そうであってこのことを憂えながらわたくしはこの文をつづる。

戦後のインフレーション進行の過程において勤勞所得税のとり方は數回の改訂をへて本年 4 月以降實施豫定の減税案に及んでいる。一定の時期に實施された累進税率はその後進行するインフレーションのもとで、物價と賃金が循環的に上昇するという現實に當面しつつ常にその過度の適用をみてきた。もともと重い税率がより重く作用することが結果として起った。將來の名目賃金の上昇を見越して累進税率表を定めなかつたのは政府の短見であると事後的に批判することは單に誰にでもできるとい